

## 公益財団法人キラリ財団評議員及び役員の報酬等に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号並びに公益財団法人キラリ財団（以下「財団」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等に関し必要な事項を定める。

### (報酬)

第2条 評議員及び非常勤役員に対し、評議員会又は理事会に出席した場合の職務執行の対価として、報酬を支給する。

2 理事長については、財団定款第24条第2項の職務執行を行った場合においても、報酬を支給する。

3 監事については、財団定款第25条の職務執行を行った場合においても、報酬を支給する。

4 前3項の報酬は日額を単位として支給し、その総額及び日額は別表1に定めるとおりとする。

### (常勤役員の服務)

第3条 常勤役員の勤務時間、休暇及び休日については、原則として、公益財団法人キラリ財団職員就業規則の規定に準ずる。

2 前項に規定するもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

### (給与)

第4条 常勤役員に対しては、給与を支給する。ただし、常勤役員が、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年富士見市条例第28号）に基づき富士見市から派遣された職員の場合は、この限りではない。

2 前項に定める給与は、給料及び賞与とし、その総額及び給料月額は別表2のとおりとする。

3 前項の給料月額は、別表2の範囲内において理事長が定める。

### (報酬及び給与の支給日等)

第5条 評議員及び非常勤役員に対する報酬の支給日は、評議員会及び理事会に出席した日及び第2条第3項に規定する職務を執行した日とし、現金で支払うものとする。ただし、理事長に対する支給日等は第2項、第6項及び第7項に定めるとおりとする。

- 2 理事長に対する報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、その翌月10日に支給する。
- 3 常勤役員に対する給料は、月額をその月の21日に支給する。
- 4 常勤役員に対する賞与は、6月1日及び12月1日（以下この日を「基準日」という。）現在で在職する者に支給する。また、その支給日はそれぞれ6月15日及び12月5日とする。
- 5 前項の賞与の額は、それぞれの基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額に、100分の100を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月	100分の100
(2) 5箇月以上6箇月未満	100分の80
(3) 3箇月以上5箇月未満	100分の50
(4) 2箇月以上3箇月未満	100分の20
(5) 2箇月未満	零
- 6 第2項から第4項に規定する支給日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。
- 7 理事長に対する報酬及び常勤役員に対する給与は、本人の口座に振り込むことにより支給することができるものとする。

(通勤手当)

第6条 常勤役員のうち、公益財団法人キラリ財団職員の給与及び賃金に関する規則（以下「給与規則」という。）第9条第1項の規定により通勤手当が支給される給与規則に規定する職員と同一の要件に該当するものに対して、通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当の額については、給与規則第9条第2項の規定を準用する。
- 3 前2項に規定するもののほか、支給日、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

(旅費)

第7条 評議員及び役員がその職務により出張する場合には、出張に要する経費を支給する。

2 前項に定める経費の算定及び支給方法等については、財団職員の旅費に関する規則に準ずる。

(委任)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、財団法人富士見市施設管理公社寄附行為（平成14年5月27日理事会可決）の施行の日から施行する。

附 則（平成18年1月31日理事会可決）

（施行期日）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（改正事項）

非常勤役員及び評議員の報酬日額の改正。

附 則（平成19年1月30日理事会可決）

（施行期日）

1. この規則は、平成19年2月1日から施行する。

（改正事項）

2. 第1条、第3条、第6条及び別表の一部改正及び第4条及び第5条の削除。

附 則（平成20年2月28日理事会可決）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（改正事項）

2 第3条第1項、第3項及び別表の一部改正及び第4条の削除。

附 則（平成 21 年 1 月 27 日理事会可決）

（施行期日）

1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（改正事項）

2 第 3 条第 1 項、第 3 項及び別表の一部改正。（地域手当の削除及び賞与の額の改正）

附 則（平成 24 年 9 月 14 日理事会可決）

（施行期日）

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

（旧規則の廃止）

2 この規則の施行に伴い、財団法人富士見市施設管理公社役員及び評議員の費用弁償及び旅費に関する規則は廃止する。

附 則（令和元年 6 月 3 日理事会可決）

（施行期日）

1 この改正規則は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（改正事項）

2 第 3 条第 1 項の一部改正。（ただし書の追加）

附 則（令和 6 年 3 月 29 日評議員会可決）

（施行期日）

1 この改正規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（改正事項）

2 第 3 条、第 6 条の追加及び別表 1 及び別表 2 の一部改定。

別表 1 (第 2 条関係)

役職	報酬の総額	1人当たりの 報酬日額
評 議 員	300,000 円	4,000 円
理 事 長	1,000,000 円	10,000 円
非常勤役員 (理事長を除く)	600,000 円	5,000 円

別表 2 (第 4 条関係)

給与総額	
4,200,000 円	
号給	給料月額
1	150,000 円
2	160,000 円
3	170,000 円
4	180,000 円
5	190,000 円
6	200,000 円
7	210,000 円
8	220,000 円
9	230,000 円
10	240,000 円
11	250,000 円
12	260,000 円
13	270,000 円
14	280,000 円
15	290,000 円
16	300,000 円
17	310,000 円
18	320,000 円
19	330,000 円
20	340,000 円
21	350,000 円
22	360,000 円
23	370,000 円